

「凶悪・重大犯罪の公訴時効の在り方等について（意見募集）」
（平成21年12月22日から平成22年1月17日まで実施）の結果（概要）

第1 意見募集の経緯・要領等

凶悪・重大な犯罪の公訴時効の在り方等について、見直しを求める声の高まりを受け、法務省において、平成21年10月28日に法制審議会に対し、これに関する諮問を行い、現在、刑事法（公訴時効関係）部会において、議論が続けられているところである。また、この問題については、国民の関心も高く、刑事司法の在り方にもかかわる重要な問題であることから、国民の幅広い意見を十分に踏まえる必要があると考えられた。

そこで、凶悪・重大犯罪の公訴時効の在り方等について検討を要する主要な論点と考えられる下記第2の1から4までの点などについて、平成21年12月22日から平成22年1月17日までの約1か月間、パブリックコメント手続に準じた意見募集手続を実施し、郵送、ファックス又は電子メールにより意見を募ったものである。期間中に寄せられた意見は合計458件に達した。

第2 意見募集の結果概要

意見募集要領に掲げた次の1から4までの論点ごとに、寄せられた意見を整理すると、おおむね次のとおりである。

1 公訴時効見直しの必要性、妥当性

改正の必要性、妥当性については、必要があるとする意見と必要がないとする意見双方が寄せられたが、前者が多くを占めていた。

双方の意見の代表的な例は別紙1のとおりであり、必要があるとする意見においては、公訴時効制度の趣旨の妥当性や、被害者感情として納得できないこと、犯人が明らかになったのに時効の完成により処罰できない事態など現状を維持することの不都合性、犯罪抑止の観点からの必要性などについての指摘などが見られる一方、必要がないとする意見においては、公訴時効制度が合理的であることや公訴時効を廃止した場合に被告人の防衛上の不利益があることなどの指摘を内容とするものが見られた。

2 凶悪・重大犯罪の公訴時効見直しの具体的在り方

凶悪・重大犯罪の公訴時効見直しの具体的在り方については、多くは、法制審議会でも試みに作成した下記の(1)から(5)までのイメージ案に対する賛否として意見が示され、その他の方策の提案は、公訴時効制度を全廃す

べきとするもののほか、ごく限られていた。5つのイメージ案のうちでは、公訴時効を廃止する案に関する意見が多くを占めていた。これらの意見の代表的な例は別紙2のとおりである。

(1) 一定の犯罪について公訴時効を廃止する案（意見募集要領別添2-1のA案）

賛成意見としては、犯人が明らかになったのに公訴時効制度の完成により処罰し得ないことは不都合であるとの指摘や、公訴時効制度の趣旨等は納得できるものではないこと、時効廃止が犯罪の抑止につながることなどの意見が示された。反対意見としては、国家刑罰権には一定の期間制限が必要であることや、証拠の散逸による被疑者、被告人の防御上の困難などの指摘があった。

(2) 一定の犯罪について公訴時効期間を延長する案（意見募集要領別添2-1のB案）

この案に対する賛成意見は、廃止の対象以外の犯罪を延長すべきなど他の制度と併せた補助的な意見があった一方、抜本的解決に至らない、国民の倫理観に合わないなどとして反対する意見もあった。

(3) A案とB案の組合せ案（意見募集要領別添2-1の「A案とB案の組合せ」）

この案に対しては、一般的な意識と合致するなどとしてイメージ案に対する賛同する意見のほか、凶悪・重大犯罪の公訴時効廃止・その他の犯罪の公訴時効延長が相当とする意見などが多く、反対する意見は公訴時効の定めを複雑化するなどとしたものであった。

(4) 被告人をDNA型情報等によって特定して起訴する制度を導入する案（意見募集要領別添2-2のC-1案）

この案に関しては、科学の発展等を理由として賛成の意を示す意見もあったが、事案ごとの不均衡やDNA型鑑定の証明力が限定的であることなどを理由として反対する意見があった。

(5) 検察官の請求とそれに基づく裁判官の決定により、時効の進行を停止ないし中断する制度を導入する案（意見募集要領別添2-3のC-2案）

この案に関しては、個別的に、臨機応変に対応を行う方が望ましいとして賛成の意を示す意見もあったが、公訴時効制度の基本的考えと整合せず、恣意に流れるおそれがあるなどとして反対する意見があった。

3 現に時効が進行中の事件の取扱い

賛否それぞれの意見が寄せられた。国民の意識や被害者感情を考慮すべ

きとの意見が見られたほか、憲法の趣旨や罪刑法定主義の趣旨などに関する指摘も見られた。代表的な意見の例は別紙3のとおりである。

4 刑の時効見直しの必要性・具体的在り方

(1) 刑の時効見直しの必要性

刑の時効も見直すべきとする意見とその必要はないとする意見がともに寄せられた。公訴時効制度との関連性の有無や刑の時効の趣旨の当否にかかわる意見が示された。代表的な意見の例は別紙4のとおりである。

(2) 刑の時効見直しの具体的在り方

公訴時効に併せて見直すべきとの意見や、すべて廃止すべきとの意見があった。

5 その他

代表的な意見の例は別紙4のとおりである。

1 公訴時効見直しの必要性、妥当性

【必要がある、妥当であるとの意見】

- 近年、世田谷一家4人殺害事件など、殺人等の凶悪重大犯罪の未解決事件が多く、誠に憂慮に堪えない。逃げ得を許さず、社会正義を実現するためにも、現行の公訴時効制度は早急に見直すべき。
- 公訴時効の完成により、加害者に対して捜査も裁判も行われなくなり、逃げ得を許すことが、被害者や遺族にとって、どれほど悔しく耐え難いことか、被害者や遺族の心情を考慮していただきたい。
- 時の経過とともに処罰感情が薄れることはあり得ないし、逆に悲しみ苦しみは増加し、真実を知りたい思いも強くなる。また、犯罪の立証責任は国にあるのだから、検察・警察がしっかり証拠保全すれば証拠の散逸は問題ではない。長い期間築き上げた犯人の生活を壊さずに尊重するというのはまさしく被害者を侮辱するものであり、逃げ得を許そうという極めて他人事の意見である。
- 目の前に真犯人がいるにもかかわらず、「正しい裁判が行われないおそれがある」という理由で処罰できないというのは、明らかに不合理である。不確実な証拠関係の下で「正しい裁判」が行われないおそれについては、裁判官の認定のレベルで処理すべき問題である。確かに被告人の防御に不利な場合もあるだろうが、それは捜査側にとっても有罪立証が困難になる点で同様である。
- 被害者の処罰感情の希薄化はなく、社会の処罰感情の希薄化を時効の存在理由とするのは不適切である上、犯罪を隠して手に入れた社会的地位が犯罪の発覚により壊されるのはやむを得ないことであり、いずれも時効の存在理由としては不適切であり、時効制度を見直す必要は感じる。
- 「罪」が時間で区切ってここから先は罪でなくなるということは、国民感覚からはあり得ない。少なくとも将来的に証拠が挙がってきたときには、罪を罪として法に照らしてきちんと処罰することこそ、社会秩序の維持、国民生活の安寧に資する。
- 証拠の散逸については、「疑わしきは被告人の利益に」の原則により対応すれば足りることであり、公訴時効の見直しを否定する方向に働くものではないし、他方、長期間経過後であっても、なお合理的な疑いを差し挟む余地なく確実であるといえる証拠がある事案も存在する。
- そもそも時効とは、犯罪追及に当たる国の負担を減らすという考えから政策的に定められたものである。恩赦や減刑とは異なり、犯人に与え

られている権利などではなく、不当な「恩恵」にすぎない。

- 八王子スーパー強盗殺人事件の被害者の知人であるが、被害者の時間を奪った犯人が自由になるときが来るまであと7か月かと思うと悲しみが募る。犯人は人生すべてを使って被害者の無念の思いを考える義務があり、この時代だからこそ、時効について見直す必要があると思う。
- 一般の国民感覚からすれば、人の命を殺めたり、人の一生を台無しにするような凶悪犯の人権が、被害者の人権と同等に論じられるのがおかしい。えん罪に泣く人の保護も大事だが、その何千倍もの被疑者やその家族の人生が台無しにされているかを考えるべきである。
- ある事件の犯人として逮捕され長期間刑務所に入れられた。潔白が証明されて釈放されたが事件はすでに時効になっていた。無実の者が苦しんでいるのに真犯人はなにくわぬ顔をしている。今後犯人が分かっても時効があり、逮捕されないのは絶対に許されない。時効をなくしてほしい。真犯人が逮捕されない限りたとえ無罪になっても真っ白な気持ちになれない。
- 自分の犯した罪と向き合っこそ、更生の道も開ける。
- 凶悪・重大犯罪に限って公訴時効を見直すのであれば、捜査機関や裁判所の負担も妥当性を欠くほどには重くならないと思われる。
- 警察は捜査を続けたいといけないうことはなく、単に犯人がいつまでも追われているということ認識させるだけでも構わない。
- 長期間が経過すると防御が困難になるという面があるのは事実だが、現在でも起訴が認められる25年目の裁判における被告人の防御方法と25年が経過した後の裁判におけるそれとで大きく異なるところはないと考えられるから、この点からの反論は当たらない。
- 平成16年改正によって公訴時効が延長されたことと、今公訴時効の見直しを行う必要がないということとの間には、何ら論理的な関係はないと考える。
- 平成16年改正は、刑法の改正に伴い付属的に行われたものであり、被害者や国民の意思を十分に聞いてなされたものではない。昨今、凶悪重大犯罪の被害者が声をあげ、また、国民世論も時効廃止に向けて大きく動いている中で、平成16年に改正されたことは何ら障害となるものではない。

【必要がない、妥当でないとの意見】

- 犯罪者であっても、長期間にわたって安定した社会生活を送っている者を探し出して処罰することはかえって社会の安定を害するし、そのよ

うな者は、既に十分更生し、同様の罪を犯す危険性が低下しており、社会の安全のために刑を科する必要に乏しい。

- 死刑に当たる罪を犯した被疑者であっても、25年を経過すると、事実上の社会関係が様々に成立している可能性が大きくなり、その社会関係を壊してまであえて訴追するのは相当でないし、民事の除斥期間20年を超えてまで、国家が公訴権を維持する必要もない。
- 公訴時効を廃止・延長した場合、時の経過とともに、証拠が散逸してしまい、正しい裁判を行うことが困難になり、とりわけ被告人の防御が困難になることが深刻な問題になると考える。
- 長期間保存のきく証拠を持っているのは捜査側だけで、アリバイ証人等弁護側の証拠は時間の経過とともに失われていく。弁護側は事件発生から何十年も経ってから突然新たに証拠を探さなければいけないという著しい困難にさらされるのであり、積極的な防御などできようはずもなく、誤判の恐れが生じやすくなる。現行法の当事者主義的訴訟構造からすれば、一方の証拠だけが残るような時効の廃止・延長は、当事者の公平を害するもので許されない。
- 時効廃止論は、外国法制を根拠としているが、外国では、殺人罪等、構成要件が犯情に応じて細かく分類され、これに連動して法定刑も狭い範囲に限定されているのに対し、我が国の刑罰法規は、罪の規定の仕方が外国法制と大きく異なっており、犯情に応じた構成要件の区別がなく、非常に幅広い刑が法定されている状況において、殺人罪について一律に重大犯罪として公訴時効を廃止することは到底許されない。
- 平成16年改正の施行後5年余で公訴時効の在り方に手を加えることになれば、同改正法を一度も適用しないまま、人を死亡させた罪について、公訴時効を廃止したり、新たな公訴時効期間を定めることになるが、それは立法論として極めて問題である。
- 殺人認知件数や全刑法犯件数は、統計によれば、減少傾向にある上、平成16年改正により延長された公訴時効期間すら満了していない現時点では、時効見直しを基礎付ける立法事実はない。
- 犯人であると誤認されて服役している者がいるときに、時効により真犯人が名乗り出てくることがあるが、時効を廃止したり長期間にすると、このように名乗り出ることが困難になる。
- 25年捜査して見つからなかった犯人が、更に捜査して見つかる可能性は高くない。費用対効果を考えるなら、古い事件の捜査は適当なところで打ち切って、新しい事件の捜査に精力を振り向けるべき。

2 凶悪・重大犯罪の公訴時効見直しの具体的在り方

(1) 一定の犯罪について公訴時効を廃止する案（意見募集要領別添 2 - 1 の A 案）

【賛成の意見】

- 賛成である。
 - ・ 被害者と被害者の家族が希望を失うので、彼らが生きている限り、時効はあってはならない。
 - ・ 加害者が逃亡して逃げおおせれば許される逃げ得を絶対に許せず、なくすべき。
 - ・ 何十年過ぎようとも、法を犯した者は裁きを受けるのが当然であり、極刑に値するような罪を犯した者に時効など必要ない。罰を受けるべき者が法に守られ、逆に、守らなければならない側が法から見放されるような法律は廃止するのが当然である。
 - ・ 簡単に犯罪に手を出す者に対する抑止力となる。
 - ・ 廃止以外の方策では、①延長した公訴時効の完成後に明白な証拠が発見されるケース、②検察官が時効の中断・停止を請求せず、または、裁判所が検察官の請求を認めなかったが、時効完成後に明白な証拠が発見されるケース、③犯人がDNAを残さなかったケースに対応できない。
- 死刑に当たる犯罪に関する時効の廃止は賛成である。
 - ・ 民事については、権利者が事実上の占有などを放置すれば、その現実を認めるために時効の意義があるが、殺人などの重大犯罪については、事実状態の尊重は妥当しない。
 - ・ すべての事件について公訴時効を廃止すれば、新たな事件に振り向けるものもある中、捜査人員や予算は膨大なものとなるため、死刑が規定されているような凶悪重大事件に限定すべき。
- 殺人などの凶悪・重大犯罪については、時効を廃止すべきである。
 - ・ 殺人などの事件については、社会正義の実現の観点から絶対に逃げ得を許すべきではなく、時効の廃止が犯罪の抑止にもつながる。
 - ・ 殺人などの罪が時間の経過のみで許されるはずがない。海外の例を見ても、凶悪・重大犯罪については時効を廃止している。
- 一定の重大犯罪については時効は廃止すべきである。
 - ・ 国として犯罪を容認しないということを示すため、無期限に刑事裁判を行えるようにすべき。

- ・ 捜査の人的・物的資源は有限なので、これを凶悪・重大犯罪の捜査に充てるべきであるから、凶悪犯罪の以外の犯罪まで見直す必要はない。
 - ・ 殺人などの重大事件については時効を廃止すべき。窃盗などとは異なって罪が消されるべきではなく、数十年経っても証拠が残っていれば犯人が明らかになる可能性がある以上、追及すべき。
 - ・ 殺人、誘拐、ひき逃げ等の凶悪な事件については時効を廃止すべき。
 - ・ 強姦致死となれば強盗以上に重罪であり話は別であり、時効を廃止すべきだが、強姦罪などは強姦なのか和姦なのかは女性の気持ち次第で左右される面があるという微妙な問題があり、強姦罪にはこのような特殊な要因がある以上、時効は廃止すべきではない。
 - ・ あらゆる性暴力犯罪の公訴時効を廃止すべきである。
 - ・ 交通事犯軽視の社会を変えるためにも、交通事犯、交通事犯で後遺障害を負わせたような事件も、重大事件として時効廃止すべき。
- A案の中では、提示された乙案（人を死亡させた罪のうち、死刑及び無期の懲役又は禁錮に当たる罪について公訴時効を廃止）が妥当である。
- ・ 「死刑に当たる罪」と「無期の懲役・禁錮に当たる罪」の両方が凶悪・重大犯罪であり、切り離す必要はない。
- 殺人罪の公訴時効は廃止すべきである。
- ・ 被害者遺族の心の痛みを考えると特に殺人に関しては廃止すべき。
 - ・ 人を殺めた人間が時効で自由になるのは許せない。
 - ・ 悪いことをして逃げ得が許されるのはおかしく、社会正義に反する。被害者の立場からすれば、自分の家族や大切な人が殺されて、時効だからとあきらめられるものではない。
 - ・ えん罪防止は取り調べ等の可視化の方策を実施していくことなどで対応すべきで、公訴時効廃止とえん罪防止は別次元の問題であり、公訴時効廃止に反対する理由は趣旨不明である。
- 死刑又は無期の懲役・禁錮に当たる罪については、時効を廃止すべきである。社会正義のため、被害者感情を重視すべきでもあり、犯人の事実上の利益など擁護の必要性は全く見られない。
- 殺人、傷害致死、強盗、強姦・強制わいせつなどの性犯罪、傷害罪、自動車運転過失致死罪、過失致死罪については、公訴時効を廃止すべきである。これらの犯罪は、被害者等にとっては、その悲しみ、悔しさは一生ついて回るものであり、時効が来て、加害者が無罪になることは、限りなく不公平であるし、納得できるものではない。

- 公訴時効制度は、すべて廃止すべきである。
 - ・ 殺意の有無や死に至るかどうかで時効のあるなしを決めるべきではなく、また、犯人すら捕まっていないのに、罪名や法定刑で時効期間を決めてしまうことは全く理解できない。逃げ得は絶対に許すべきではなく、イメージ案はどれも愚案であり、公訴時効制度そのものを全廃すべきである。
 - ・ どんなに小さな罪でも罪は罪であり、犯人は逃げて苦しんだのだから許すなどんでもない。まして人を殺して自分は死にたくないから勝手に逃げ回っているような悪人をなぜ許すことができるのか理解できない。
 - ・ 捜査機関がいつまでも事件を追うことに無理があるというところに時効の意義があるように思うが、時効ですべてをなくすのではなく、ある時点から積極的な捜査をしない体制に移行すればよい。
 - ・ 廃止の対象を重大犯罪に限定すると、それから漏れる犯罪被害者はどうなるのか。重大犯罪以外は時効を廃止せず、時効期間を延長するというのは不公平である。犯罪に段階をつけるのは反対である。

【反対の意見】

- 一定年数をびくびくしながら平穩に暮らした人は許してあげてもいいと思うので賛成できない。
- 殺人の時効廃止は賛成だが、他の犯罪についても時効を延長するべきだと思うので。
- 時効を廃止した場合、理論的には捜査機関は犯人が検挙されるまで永久に捜査しなければならないこととなり、継続捜査、捜査続行について難点があることから、国家が刑罰権を行使する期間については、一定の制限が必要である。
- 事件発生から長い期間が経過してからの起訴は、無実の被告人にとって無罪の証拠の散逸のため不合理なえん罪の危険の増大を意味することから妥当でない。
- 「犯人が明らかになったのに処罰し得ない事態」が生じても、他の利益を優先させて手続を打ち切るべきだとするのが公訴時効制度であり、この制度には種々の合理性が認められる。

(2) 一定の犯罪について公訴時効期間を延長する案（意見募集要領別添 2-1 の B 案）

【賛成の意見】

- 公訴時効期間を50年に延長するB案には賛成である。
- 殺人でなくても、傷害で植物人間になり、一生苦しみを背負いながら闘っている人もいる。
- 廃止の対象から漏れた犯罪については、公訴時効期間を延長すべき。

【反対の意見】

- 50年逃げ切れればとの思いを悪党に与えることになる。
- 公訴時効を延長したところで、科学的捜査が発達している現状に照らせば、公訴時効が完成した後に犯人が明らかになる事態が生ずる可能性は高く、その場合に適正な処罰をすることができないため、抜本的解決に至らないと考えられ、適当でない。
- 延長だと、ある時間的枠組みを超えたら、凶悪犯罪でも犯罪でなくなるということになるが、そのこと自体が国民の倫理観や社会通念に照らしてそぐわない。
- 事件発生から長い期間が経過してからの起訴は、無実の被告人にとって無罪の証拠の散逸のため不合理なえん罪の危険の増大を意味することから妥当でない。
- 平成16年改正の効果を検証し得ない現段階で再度の期間延長を行うのであれば、平成16年改正で明らかに不十分だったことが示される必要がある。

(3) A案とB案の組合せ案（意見募集要領別添2-1の「A案とB案の組合せ」）

【賛成の意見】

- A・Bイメージ案が最も一般的な意識と合致しており、現実に非常に即している。
- 提示された案のうち、「A案とB案の組合せ案」の甲案が妥当である。
- 提示された案のうち、「A案とB案の組合せ案」の乙案が妥当である。
- 殺人は絶対許せないが、被害者の心身に重大な障害を与えたような他の事件の時効は廃止するのは行き過ぎで、延長するだけでよいと思うので、賛成である。
- 人を死なせた罪や重篤な後遺障害が残る罪については時効を廃止すべきであり、その他の傷害事件等については、時効を延長することが望ましい。
- 基本的には甲案が妥当であるが、公訴時効を廃止する対象犯罪を、人

を死亡させた罪全般とする。そのことが、被害者及び国民の感情になじみ、基準として明確であるし、人の死以外の時効は、犯罪捜査の結果によらなければ未確定であることなどから。

- 殺人事件など凶悪・重大な事件については時効を廃止し、その他の事件についても時効を大幅に引き延ばすべきである。
 - ・ 犯罪被害者等は、怒りや悲しみを生涯忘れることはない。誰がなぜどのような方法で愛する者の命を奪ったかどんなに長い年月を経ても知りたいと思う気持ちは強い。
 - ・ 公訴時効制度によって、どんなに凶悪な犯罪であっても、加害者が逃げ続けなければいずれは法の裁きから解放されるという事態は社会全体が不正を容認しているもので理解し難く、被害者等からすれば到底納得が行くものではない。
 - ・ 犯罪の程度によって差を付けることがやむを得ないということであれば、犯罪者が有利にならないように時効を廃止する犯罪以外でも公訴時効期間を大幅に伸ばすべきである。
- 凶悪・重大犯罪以外の犯罪の時効についてはできる限り大幅な延長を望む。

【反対の意見】

- 公訴時効の定めを複雑化するものであり、立法技術としても適当ではない。なぜ、甲案については、現行刑事訴訟法の公訴時効期間を2倍にするのか、また、乙案については現在より1つ上の法定刑の区分にするのか、その根拠は全く不明である。
- A案・B案いずれも問題であり、これを組み合わせたとしても同じである。

(4) 被告人をDNA型情報等によって特定して起訴する制度を導入する案
(意見募集要領別添2-2のC-1案)

【賛成の意見】

- 氏名不詳者でも立件することができるから。
- 現代は科学が発展しているから、何かのきっかけで犯人が見つかる可能性を捨てるべきではなく、賛成である。

【反対の意見】

- DNA型情報等で被告人を特定できるとは考えられないし、起訴に時効停止効を与えた公訴時効制度の趣旨とはかい離している。この案では、たまたま、DNA型情報等が得られた場合に適用が限られ、そのような

証拠が得られない事件とのバランスを失し、不公平である。

- 自分のDNA型情報を知っている者はおらず、知らない間に自分が起訴されているということが起きるのであって、被告人の防御ができない。DNA型の場合は送達を不要とするが、本人の氏名で特定した場合は送達が必要なのに、このような場合に送達を不要とすることの整合性が、被告人の防御やデュープロセスの観点から理解できない。
- DNA型情報だけで犯行が証明できるわけではない。強姦殺人のような事案で、被害者の体内の遺留精液と被告人とでDNA型情報が一致したとしても、それが強姦によるものか、合意の性行為によるものかわからない。殺人の事案における故意・過失も同様である。
- DNA鑑定など進歩する捜査技術を根拠に時効見直しを妥当とする意見があるが、進歩する捜査技術には、その進歩性ゆえ、当該捜査技術に基づく結論の正確性、無謬びゅう性の検証がほとんど困難になっている。

【その他の意見】

- DNAは人物特定の重要な要件となった。整形などにより顔や指紋は変えられるが、DNAは変えられないため。
- DNA型情報は、血液型と同様の「型」を判定した結果に過ぎず、同一の型を有する者は存在するのであるし、かつ、ある種の医療行為等の後には型の変動もあり得、個人を特定することは不可能である。
- その後の公判手続を予定しない起訴を認めるものであり、現行の起訴制度と整合せず、刑事訴訟全体の見直しが必要で、問題がある。

(5) 検察官の請求とそれに基づく裁判官の決定により、時効の進行を停止ないし中断する制度を導入する案（意見募集要領別添2-3のC-2案）

【賛成の意見】

- 証拠が不十分な場合に捜査を続けることは困難であり、時効制度を維持する必要はあるが、確固たる証拠があるにもかかわらず、時効成立後は犯人を刑罰に処することができなくなってしまってはまずいので、社会的感情なども考慮した上、検察官自身で時効を停止・中断できる制度を設けるべき。臨機応変に時効成立の時期を変えることができる制度が必要。
- 一定の犯罪について一律に時効を廃止・延長することは、殺人罪を謀殺罪と故殺罪とに分けていない現行法上、適切ではない。公訴時効制度の見直しが凶悪・重大犯罪を中心に議論されていることからすれば、その対象は、一定の犯罪とするよりも、強く処罰が要請されるような「事

件」について個別的に対応の方が社会一般の処罰感情にも合致すると思われる。一定の犯罪の時効の廃止・延長による捜査機関の負担は大きいと予想され、そのような弊害を防止するためにも個別的な対応の方が望ましい。

【反対の意見】

- 個別の事件の相違を捨象して、法定刑に応じて一律の時効期間を定める公訴時効制度の基本的な考え方と整合しないと考えられる。
- 相手方当事者(とりわけ弁護人)のいない手続で、裁判所が公訴時効の中断・停止を決定するという手続は、適正手続の観点から疑問があるし、この制度で公訴時効が停止・中断された事件について、被告人が起訴された場合の刑事裁判において、公訴事実を争うことが事実上困難になるのではないかとの疑問がある。
- この案は、検察官の請求に係らせているが、仮に検察官がこの制度を恣意的に利用するようなことがあれば、公訴時効制度に対する国民の信頼を失わせるおそれもある。
- 「犯情が悪質」という認定は恣意に流れやすいし、被害者に遺族がいるかないかで扱いが異なるなど、問題を払拭できないので反対である。
- あまりにも技巧的であり、検察官や裁判官に時効停止を任せるのは適当でない。時効については法律で一律に定めるのが罪刑法定主義にかなうと考える。
- このような制度は、単に社会全般に無実の罪で被告人になり、古い事件なので無実の証拠が提出できないというリスクを拡散させるだけであり、反対である。
- そもそも公訴時効制度自体を見直すべきであるのに、本案を導入することは、本末転倒である。

【その他の意見】

- イメージ案のような要件の規定振り・仕組みは、不適切である。
- 検察官に請求させず、被害者や遺族を請求権者とすべきである。今回の議論は、被害者遺族の復讐感情に依拠して出てきた問題なのだから、被害者遺族を請求権者とすればよい。

(6) その他の方策等

- 未成年者に対する公訴時効の進行を少なくとも被害者が成人に達するまでの間停止するよう求める。児童虐待の加害者は被害者と顔見知りであることが多く、その加害者が被害者を本来保護すべき立場にある場合、

被害にあった児童らが加害者を告訴することは、加害者との力関係などから、ほぼ不可能であり、また、児童らにとって性的虐待は非常に重い体験であるためその記憶を抑圧し、長年経過してから被害記憶が回復することや、周囲の大人が、被害を隠蔽するということも多々あるため。

- えん罪については考えさせられるが、裁判や身柄拘束に間違いがあっても、それを正す制度が整っているかどうかの問題であり、時効には関係ないと思う。

3 現に時効が進行中の事件の取扱い

【賛成の意見】

- 犯人が実行の時に「自己の行為は適法である」または「自己の行為は最高でも懲役10年である」という信頼は保護すべきだが、「自己の行為は25年隠し通せば処罰を免れる」という信頼は保護する必要はない。
- 時効の完成時期は専ら手続的な問題であるし、行為決定の動機付けになるとは考えにくいのであるから、遡及適用を認めても構わないと考える。
- 改正法に関しては遡及的な適用も認められるものと解する。反論として憲法39条が挙げられているが、同条は、行為時に違法でなかった行為を行為後に定められた法律によって処罰することを禁止する事後法の禁止を定めているのであるから、そもそも行為時に違法であった行為を、ただその公訴提起に関する期間の定めのみを変更して、より長期間訴追できるようという場合には、39条の趣旨は及ばないと考える。
- 憲法上許されないとか、立法政策上妥当でないという意見の根拠は、憲法39条の「趣旨」とか、法的安定性とか漠然としたものが多い。
- 確かに法の遡及は慎重に判断すべきであるが、本来、犯罪を犯した犯人は罪を償うのが当然であり、なぜ逃げ回っている犯人を保護するような考え方をすることになるのか。公訴時効制度自体が犯人が逃げ回って罪を逃れるのを助長しているかのような状態こそがおかしいのであって、現に進行中の事件に適用しても何ら犯人に不利益をあたえるものではなく、そのような主張をする権利は犯人にはないと考える。
- 平成16年の改正で、事件の発生で区切って延長したのは失敗だと思う。極端な事例では、発生した年が1年違うという差が公訴時効期間の10年の差になるのは納得し難い。
- 平成16年の時効延長の際に遡及しなかったことで、15年、25年というダブルスタンダードが存在していることのおかしさに気付くべきである。もし今回遡及しなかったら、15年、25年、時効無しというトリプルスタンダードが存在することになる。
- 国民目線で対応すべきであり、遡及適用を認めなければ、この国が理不尽そのものを許していることになるから、過去の犯罪についても、さかのぼって適用してほしい。

【反対の意見】

- 改正法の施行の際、既に発生していた事件については改正法を適用すべきではない。

- ・ 現に時効が進行中の者について、さかのぼって時効期間を延長するとすれば、人の法的地位を不安定にし、ひいては、刑事訴訟に対する国民の信頼を揺るがすことになることから、憲法39条及び罪刑法定主義の要請をも踏まえ、遡及適用は許されないと考える。
 - ・ 実体法で罪刑法定主義を採る以上、刑罰権が発生しているか否かを確認する訴訟規定についても最大限国民の行動の予測可能性を担保すべきである。
 - ・ 公訴時効は被疑者の利益のためにも存在する制度であり、挙証責任の転換などと同様に、被疑者の実質的地位に直接影響を与える実体法に密接な手続規定として、憲法39条の趣旨が及ぶものと考えらるべきである。また、公訴時効は、証拠の散逸という訴訟上の理由だけでなく、犯罪の重大さに応じた一定期間の経過によってその可罰性が減少するという実体法上の意味を持っていることは否定できないのであり、刑法6条もしくはその趣旨に従い、軽い旧法を適用すべきであると考えらるものである。平成16年改正において、あえて旧法を適用した趣旨は、今回の改正案についても堅持されるべきであり、法的安定性という観点からも、新法を適用するのは相当ではない。
 - ・ 施行日において、既に時効が完成した事件については時効期間が満了し、公訴提起は不可能になるのに対し、既に時効が完成していなければ未来永劫時効期間は完成せず公訴提起が可能にあるというのは、適正手続の保障の基本理念、憲法14条の保障する平等原則に違背する。
- 公訴時効の廃止・延長は、犯人にとって不利益であるところ、犯人にも人権はあるのだから、一方的に不利益を課していいものではない。既に起こったことを、後から決まりを変更して処罰するというのは、特に謙抑的に法を用いるべき刑事法の場面にあっては、やってはいけないことのように思う。
 - 実際上の問題として、遡及が認められるとすれば、社会的に関心の高い大規模な犯罪がもうすぐ時効であるとして、捜査期間やその他の権力の働きかけにより、当該事件の時効を伸ばす立法もできてしまうことになりかねず、このような明らかな権力の濫用を許すわけにはいかない。

4 刑の時効見直しの必要性・具体的在り方

(1) 刑の時効見直しの必要性

【必要があるとの意見】

- 公訴時効制度との整合性を図る観点から、刑の時効制度についても見直すべきである。
- 刑の時効は、既に有罪判決を受けた者についての制度であり、公訴時効の場合よりも、当事者保護の必要性は低く、また証拠の散逸等の問題も生じない。公訴時効すら見直すのであれば、それとの均衡から刑の時効も見直すのが論理的に一貫しているのではないか。
- 長期間刑が執行されていないという理由で無罪放免となるのは、社会正義に反するものであり、絶対に認めるべきではない。

【必要がないとの意見】

- 公訴時効と刑の時効とは、いずれも国家刑罰権の発動にかかわるものではあるとしても、両者は必ずしもバランスをとらなければならないものではない。実際にも、とりわけ最も刑の時効期間が長い死刑に当たる罪について、時効が完成することは事実上想定できないし、それより短い時効期間の罪についても、時効完成により刑の執行が困難となった事例は多くないと考えられる。被害者団体等からも、刑の時効の延長や撤廃を求める声は上がっていない。
- 確定犯が逃走すれば、公的制度の救済なども得難い日常生活を送らなければならないのであるから、現状の時効で十分である。
- 刑の確定後はできる限りすみやかに刑の執行がなされるべきであり、執行がなされないということは職務の怠慢にほかならない。刑の時効に関しては刑を執行する側にむしろ問題があり、見直しの必要性はない。

(2) 刑の時効見直しの具体的在り方

- 正義に著しく反する制度なので廃止すべき。
- 公訴時効とひょうそくを合わせて改正すればよい。
- 「生命を奪ったすべての犯罪」、「身体的、精神的に幸せに生きていく事を、著しく阻害したすべての犯罪」及び「現行の刑罰で20年以上の犯罪」に対して、すべて時効を廃止すべきである。現行の刑罰で20年未満の犯罪行為は、それなりに延長すべきである。
- 公訴時効と刑の時効とで法定刑の区切りの仕方が異なるのは国民から見ても分かりづらい。法定刑ごとに公訴時効と刑の時効の時効期間を同一にすべきである。

5 その他

【公訴時効制度の在り方に関連する意見】

- 殺人等の凶悪・重大な犯罪に対する公訴時効制度の法改正が直ちに行われることを望む。
- 時効期間を延長するだけでは、犯人を検挙することはできず、未解決事件の捜査体制を整備する必要がある。
- 時効の廃止や延長により警視庁関係の人件費等の金銭的な面での考慮もして欲しい。
- 警察・検察だけでなく、何らかの形で裁判所等の中立の機関が関与するような物的証拠の厳格かつ公平な保存がなされるように改善が必要である。
- 公訴時効の撤廃ないし延長により、ある程度のえん罪リスクが生じることは、覚悟しなければならないが、取調べの透明性等リスクの削減方法を検討する。
- 一定の重罪について公訴時効を見直す場合、被告人側の防御権の保障も十分留意されるべきである。指紋、足跡痕、筆跡、残留物等の第一次資料は適切な方法で保管し、更に犯人の体液等の資料は全部を使用することなく、一部のみを使用するよう立法措置をとるべきである。
- 前回の意見募集に寄せられた多くの意見が今回の意見募集によっていささかも軽んじられることがあってはならない。